

平成28年3月

## 博士学位論文審査における「剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate」の導入 について

電気通信大学教務課

大学等研究機関での研究活動における不正行為への対応として、平成26年8月に文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の見直しが行われました。

大学院学生についても研究者の一人であり、学位論文等のために研究活動を進めていくにあたって、捏造\*1、改ざん\*2、盗用\*3などの研究活動における不正行為を行うことは、絶対に許されません。本学においても上記ガイドラインの見直しを受けて、教職員及び学生を対象に「不正行為対策ガイドライン」を定め、研究不正防止のための取り組みを進めているところですが、この度、その一環として平成28年度6月期以降に実施される博士学位論文審査において「剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate」による剽窃の有無の確認を制度として導入することになりました。

「剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate」による確認作業そのものは、主任指導教員において行うため、学生本人が行う作業はありませんが、制度導入の趣旨を十分理解の上、研究活動に臨むよう心がけてください。

### \*1【捏造（ねつぞう）】

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

例) 理論曲線に合うようなデータを作り、適当にばらつかせてあたかも実際に得られたかのように装って発表し、実験ノートにもそれらしい記述を加えた。

### \*2【改ざん（かいざん）】

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

例) 実験を行っても思わしいデータが得られないので、条件の異なる実験結果を切り貼りしそれらしいデータにしてグラフを作成した。

### \*3【盗用（とうよう）】

他の学生・研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該学生・研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

例) レポート課題において、他人が分析したデータや文章・図を無断で借用した（コピペ）。